

○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

(平成二十九年三月三十日経済産業省告示第六十三号)

最終改正 平成二十九年九月十一日経済産業省告示第二百八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第五条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

## 第1 総論

### 1 趣旨

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度(以下「FIT」という。)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)に基づいて平

成24年7月に創設された。FIT創設から3年間でFITの対象となる再生可能エネルギーの設備導入量が概ね倍増するといった成果を挙げてきている。また、平成27年7月に策定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030年度（平成42年度）において再生可能エネルギー電気が電源構成比率の22～24%（発電量ベース）を占めるとの見通しを示しており、この実現に向けて、FITには引き続き重要な役割が期待されている。

一方で、FIT創設以来、特に太陽光発電への参入が急拡大し、これに伴ってFITに基づく買取費用総額も急増し、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、導入が進んだ太陽光発電については、早期の自立化に軸足を置きつつ、低コストかつ効率的な形での導入を進める仕組みを作る一方で、リードタイムが長く導入の進んでいない電源については、導入拡大を更に強力に推進するための制度改革が求められている。これらの事情を背景に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）が制定されたところである。

本改正により、低コストかつ効率的な再生可能エネルギー発電事業者の参入を促すために、事業者間

の競争を通じた調達価格の決定方式の一つとして、新たに入札制度が導入された。この入札は、法第4条第1項の規定に基づき、入札（法第5条から第8条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）により法第9条第3項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときに、入札対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「入札対象区分等」という。）を経済産業大臣が指定し、実施するものである。

本指針は、法第5条の規定に基づいて定められるものであり、上記の目的を達成するため、また、入札対象区分等において適正な競争を促し入札の公正を図るため、入札を実施する場合の基本事項及び運用方針を定めるものである。

## 2 定義

本指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 入札参加希望者 入札に参加しようとする者をいう。
- (2) 入札参加者 法第7条第1項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者で

あつて、入札に参加するものをいう。

(3) 入札参加資格 法第5条第2項第3号に規定する入札の参加者の資格をいう。

(4) 入札参加資格の審査 法第7条第1項の通知に当たつて、法第6条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）が本指針に照らし適切なものであるか否かを審査することをいう。

(5) このほか、本指針において使用する用語は、法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

### 3 本指針の適用範囲

本指針は、入札対象区分等に係る入札に参加し、又はしようとする者、入札において落札者として決定した者及び落札に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する認定事業者について適用する。

### 4 平成29年度及び平成30年度において実施する入札の位置付け

入札の実施に関して、平成29年度（第1回を実施予定）及び平成30年度（第2回・第3回を実施予定）を試行的期間として位置付け、調達価格等算定委員会においてその結果を検証することとし、平成30年度及び平成31年度の入札開始前に本指針を見直すこととする。

## 第2 入札の実施に関する基本的事項

### 1 入札の実施についての基本的考え方

(1) FITにおいて、我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、入札についても全国一律で行うものとする。

(2) 事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、原則として各年度2回（上期・下期それぞれ1回ずつ）、入札を実施することとする。ただし、平成29年度においては年1回（下期）の実施とする。また、年度内最後の入札における落札者が同一年度内に認定を取得できるように配慮して入札実施スケジュールを設定することとする。

(3) 入札参加者が行うべき手続の詳細については、本指針及び本指針に基づき入札実施主体が作成する入札実施要綱により定めることとする。入札実施要綱は、入札実施主体のホームページへの掲載

その他の方法により公表することとする。

## 2 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

事業用太陽光発電設備（出力10kW以上の太陽光発電設備）は、FIT創設後、他電源と比べ導入が大幅に進んでおり、FITにおける認定件数のうち約9割を占め、かつ、今後、発電コストが低減することが見込まれる。このうち、特に特別高圧連系が必要な出力2,000kW以上の太陽光発電設備については、大規模事業者間の競争によりコスト低減について大きな効果が期待される。

したがって、入札対象区分等は、出力2,000kW以上の太陽光発電設備とする。

## 3 入札量

近年における出力2,000kW以上の太陽光発電設備のFITの認定容量の動向から、適正な競争が生ずると考えられる容量として、平成29年度及び平成30年度に実施する第1回～第3回の入札において、入札量は合計1～1.5GWとする。

平成29年度（第1回）における入札量は、最大募集容量1.5GWの3分の1に相当する500MWとする。

平成30年度の入札量については、平成29年度の入札結果を検証した上で設定し、平成31年度以降の入

札量については、平成29年度及び平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

#### 4 供給価格上限額

事業者の予見可能性に配慮し、平成29年度の供給価格上限額は、入札対象でない事業用太陽光発電設備（出力10kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備をいう。以下同じ。）に係る平成29年度の調達価格（2円/kWh）と同額とする。

平成30年度以降の供給価格上限額については、第1回の入札結果を検証した上で設定することとする。

#### 5 調達価格の額の決定の方法

事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく調達価格の額は、落札者が入札した額（円/kWh）に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。

#### 6 入札対象区分等に係る調達期間

入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を取受けた日から起算して3年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した

場合には、20年間から運転開始期限日を超えた期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。

## 7 入札実施主体

今後、入札対象件数が増加する可能性等を鑑み、指定入札機関を入札実施主体とする。

## 第3 入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

### 1 事業計画の提出方法

入札参加希望者は、施行規則第4条の規定に基づき、「2 事業計画の提出期限」に規定する期限までに、事業計画及び添付書類を指定入札機関に対して提出しなければならない。同一の入札の回において、入札対象区分等に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は指定入札機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。

### 2 事業計画の提出期限

入札参加資格の審査のための事業計画の提出期限は、事業計画の審査に要する期間（原則1～2ヶ月



)、及び指定入札機関が入札に参加できる者に対してその旨を通知するための期間を考慮した上で、入札の回ごとに入札実施要綱においてその期日を定めることとする。

なお、事業計画の提出期限までに指定入札機関に事業計画（添付書類を含む。）が到達しなかった場合は、指定入札機関は当該事業計画を受理しないこととし、指定入札機関はその旨を当該事業計画の提出者に連絡し、当該事業計画を返却することとする。

### 3 手数料

入札参加希望者は、手数料として、法第7条第9項の規定に基づき政令で定められた額を、事業計画の提出日の翌日から起算して1週間以内に指定入札機関に納付しなければならないこととする。

### 第4 入札参加資格等

#### 1 入札参加資格に関する基準

入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第5条及び第5条の2（同条第1号を除く。）並びに法第9条第3項第4号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第5条の2第1号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間

を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、入札対象区分等が出力2,000kW以上の太陽光発電設備であり、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めるとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

(1) 発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村をいう。以下「自治体」という。）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づき必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること。

(2) 自治体からの助言又は指導があつた場合にあつては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。

その他、指定入札機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

## 2 入札参加の可否に関する通知

(1) 指定入札機関は、原則、入札参加資格の審査のための事業計画の提出があつた日（当該事業計画が指定入札機関に到達した日）の翌日から起算して2ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、

法第7条第1項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知することとする。同一の入札の回において複数の発電設備について事業計画が提出された場合には、発電設備ごとに通知することとする。

(2) 指定入札機関は、入札に参加することができない旨を通知するに当たって、入札への参加が認められない理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができ旨を明記するものとする。

(3) 指定入札機関は、(2)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができ最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができ旨を通知することとする。

(4) 指定入札機関は、入札に参加することができ旨を通知した者について、当該通知を行った日から当該通知に係る入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合

しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知することとする。この通知について、(3)の規定を準用することとする。

## 第5 入札の実施等

### 1 入札の実施方法

(1) 入札は、電子情報処理組織（指定入札機関の使用に係る電子計算機と、入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うこととする。

(2) 入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第2位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

(3) 入札参加者が(2)の規定に基づき入札した発電設備の出力が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

(4) 入札参加者が「2(1) 第1次保証金」に基づき第1次保証金（「2 保証金」に規定する第1

次保証金をいう。)の全額を提供期限までに指定入札機関に提供したことが確認できない場合には、当該入札は無効とする。

- (5) 入札に参加することができ旨の通知をした者でない者による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札その他の不正な入札は無効とする。

## 2 保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金(以下「第1次保証金」という。)を求めるとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金(以下「第2次保証金」という。)を求めるとする。

なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第1次保証金及び第2次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。

### (1) 第1次保証金

ア 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500円/kWhとする。したがって、入札参加者が指定入札機関に提供すべき第1次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

イ 第1次保証金の提供期限

第1次保証金の提供期限は、入札参加者が入札を行う日の前日までとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。）を当該期限とする。

ウ 第1次保証金の返還及び第2次保証金への充当

指定入札機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「(3) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果が公表された日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還することとする。落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が指定入札機関に提供すべき第2次保証金に充当することとする。

(2) 第2次保証金

ア 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000円/kWとする。したがって、落札者が指定入札機関に提供すべき第2次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「(1)ウ 第1次保証金の返還及び第2次保証金への充当」の規定により、落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当されるため、落札者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第2次保証金の額から当該落札者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ 第2次保証金の提供期限

第2次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して2週間以内とする。

ウ 第2次保証金の返還

指定入札機関は、落札者が運転開始予定日（当該落札者が施行規則第4条の2に規定する申請書

に記載した運転開始予定日をいう。以下同じ。)までに当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して3カ月以内に、当該落札者が提供した第2次保証金の額を、当該落札者(再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があつた場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。)に返還することとする。ただし、当該落札者が「(3)保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合には、この限りでない。

エ 第2次保証金の提供に関する不備等

第2次保証金の提供期限までに第2次保証金の全額が指定入札機関に提供されていることを確認できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

(3) 保証金の没収に関する事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき指定入札機関に関する省令(平成29年経済産業省令第5号)第6条に規定する入札実施指針に定める事由(以下「没収事由」という。)は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべ



き額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第1次保証金	「1 入札の実施方法(5)」の規定により入札が無効とされたこと。	全額
2	第1次保証金	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと。	全額
3	第1次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第2次保証金の提供期限までに第2次保証金の全額を提供することが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者が、入札した発電設備の出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
4	第2次	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	全額

	保証金		
5	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
6	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。	全額
7	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。	全額
8	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。	全額
9	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の運転開始予定日を超過しても再生可能エネルギー電気の供給を開始しなかったこと。	全額
10	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を減少させたこと（当該減少が当該発電設備の出力の20%未満である場合に限る。）。	出力減少分相当額

備考 出力減少分相当額は、次の算式により算出された額とする。

$$A \times X \div Y$$

この算式において、A、X及びYの意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 第2次保証金の額

X 減少させた出力の値

Y 落札した出力の値

(4) 没収通知等に関する事項

ア 第1次保証金の没収通知等

(ア) 指定入札機関は、「(3) 保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第1次保証金を没収した場合は、その旨を当該第1次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

(イ) 指定入札機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ) 指定入札機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「(3) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

#### イ 第2次保証金の没収通知等

(ア) 指定入札機関は、「(3) 保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第2次保証金を没収した場合は、その旨を当該第2次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

(イ) 指定入札機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ) 指定入札機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回

答するものとする。説明を求めた者が「(3) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

### 3 落札者決定の通知

指定入札機関は、法第7条第7項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第1により行うものとする。

### 4 入札の結果の公表

指定入札機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して2週間以内に、次に掲げる事項を指定入札機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

#### (1) 入札の結果

- ア 入札参加資格の審査のために提出された事業計画数の合計
- イ 入札件数の合計

ウ 入札された再生可能エネルギー発電設備の出力の合計

(2) 落札の結果

ア 落札者名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

イ 落札に係る供給価格の額

ウ 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力

第6 落札者の認定の申請

1 落札者における認定の申請の期限

落札者は、落札後速やかな認定の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して1ヶ月以内に認定の申請をしなければならないこととする。

2 落札者の認定の取得期限

落札に係る再生可能エネルギー発電事業については、入札の結果が公表された時において調達価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、認定に係る手続に要する期間を考慮

し、落札者は、原則として、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して3ヶ月以内に認定を受けなければならないこととする。

### 3 落札に係る認定の失効

落札に係る認定事業者が「第7 落札者決定の取消し等」に規定する落札者決定の取消し事由に該当した場合、当該落札に係る認定は失効するものとする。

## 第7 落札者決定の取消し等

### 1 落札者決定の取消し事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

- (1) 落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。
- (2) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。
- (3) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。

- (4) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。
  - (5) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。
  - (6) 落札者が第2次保証金の全額を第2次保証金の提供期限までに提供しなかったこと。
- 2 落札者決定の取消し通知
- (1) 指定入札機関は、「1 落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合  
は、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第2によりその旨を通知するものとする。
  - (2) 指定入札機関は、(1)の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知  
を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明  
記するものとする。
  - (3) 指定入札機関は、(2)の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由につ  
いて説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回答する  
ものとする。説明を求めた者が「1 落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認  
められる場合においては、(1)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。



附 則（平成二十九年九月十一日経済産業省告示第二百八号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1

平成 年 月 日

殿

(指定入札機関) 印

### 落札者決定通知書

平成 年 月 日に実施した入札の結果、貴殿を落札者として決定したので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第7条第7項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、入札実施指針において、落札者は第2次保証金を提供することとされており、提供期限までに提供されていることが確認できない場合には、落札者決定が取り消されますのでご注意ください。

### 記

1. 入札ID
2. 落札した再生可能エネルギー発電設備の出力
3. 落札価格
4. 提供すべき第2次保証金の総額  
(このうち、落札者が追加的に納付すべき額)
5. 第2次保証金の提供期限

様式第2

平成 年 月 日

殿

(指定入札機関) 印

落札者決定の取消しについて (通知)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第7条第7項の規定に基づき、平成 年 月 日に通知した落札者決定について、入札実施指針に定める落札者決定の取消し事由に該当すると認められたため、この落札者決定を取り消し、同指針に基づき、その旨通知します。

記

1. 取り消された入札ID
2. 取り消した理由

なお、本通知を受けた者にとっては、落札者決定が取り消された理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに (指定入札機関) へその旨を記載した書面を提出してください。